注　記　事　項

【重要な会計方針】

当事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日))及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお､「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準または費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～47年
構築物	２～53年
工具器具備品	２～10年
船舶	２～５年
車両運搬具	２～５年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、減損損失相当額については損益外減損損失累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等を財源として取得した償却資産については、当該受託研究等期間で減価償却しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内の利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

文部科学省から通知された機会費用の算定利回りに基づき算定しております。

なお、平成23年度における機会費用の算定に係る利回りは0.985%となっております。

６．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

８．財務諸表の表示単位

財務諸表及び附属明細書は、利益の処分に関する書類（案）を除き、千円未満切捨てにより作成しております。

【貸借対照表関係】

⑴　引当外賞与見積額

当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額は69,338千円です。

⑵　退職手当見積額

運営費交付金により財源措置が行われるため退職給付引当金の対象外とした退職給付債務の見積額は1,187,933千円です。

【キャッシュ・フロー計算書関係】

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	497,571千円
資金期末残高	497,571千円

⑵　重要な非資金取引

ファイナンスリースによる資産取得　236,886千円

【金融商品の時価等に関する事項】

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

また、資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、有価証券を取得する場合は公債等のみとし、株式等は保有しない方針であります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。

（単位：千円）

区　分	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	497,571	497,571	―
⑵　未払金	(246,203)	(246,203)	―

㈱　負債に計上されているものについては､(　) で示しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。